**平成２４年（フ）第１６８号**
函館市大森町１番10―101号
債務者　倉島　尚子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
函館地方裁判所

**平成２４年（フ）第１４９号**
静岡県富士市蓼原町1590番地　シティハイム富陽荘205号、前住所静岡県富士市松岡79番地の１　コーポマイセルフ201号
債務者　佐藤　康成
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

**平成２４年（フ）第１５０号**
静岡県富士市蓼原町1590番地　シティハイム富陽荘205号、前住所静岡県富士市松岡79番地の１　コーポマイセルフ201号
債務者　佐藤　範子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

**平成２４年（フ）第８０号**
三重県志摩市阿児町神明1227番地
債務者　井上てるみ
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２４年（フ）第１９５号**
茨城県つくばみらい市小張4121番地47
債務者　郡司比佐夫
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２４年（フ）第２２９号**
千葉県印西市木刈３丁目12番地２
債務者　小川　浩二
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２４年（フ）第２３３号**
千葉県成田市多良貝245番地2659
債務者　勝間田和枝
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２４年（フ）第２３８号**
千葉県佐倉市稲荷台１丁目８番地２　アパガーデンプレイス臼井駅前911号
債務者　坂本　啓子（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２４年（フ）第２４２号**
千葉県白井市笹塚２丁目３番１棟407号
債務者　小宮　俊宏
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２４年（フ）第２４３号**
千葉県白井市笹塚２丁目３番１棟407号
債務者　小宮　澄乃
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２４年（フ）第２４７号**
千葉県印西市師戸64番地
債務者　池上智恵美（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２４年（フ）第２４９号**
千葉県四街道市鷹の台３丁目３番75号
債務者　木村　紗良（旧姓武井）
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２４年（フ）第２５５号**
千葉県富里市十倉670番地15　石橋アパート105
債務者　須藤　友行
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２４年（フ）第２６１号**
千葉県富里市七栄646番地741リバティヒルⅡ103
債務者　野上　寛紀
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２４年（フ）第２６５号**
千葉県成田市土屋1024番地１ウッディーパレス大木101号室
債務者　小嶋真奈美
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２４年（フ）第２７９号**
千葉県佐倉市石川572番地２　県営住宅９棟404号
債務者　河塚　純子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２４年（フ）第２６５号**
静岡県沼津市千本中町41番地の２　ハイツヤマショウ203
債務者　綾部　高三
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係